

# らくらく会員用国際送金取引規定

SBI レミット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するらくらく会員向けらくらく国際送金サービスを利用する場合は、当社が定める「らくらく会員用国際送金取引規定」（以下、「本規定」といいます。）に同意の上取引を行うものとし、当社と取引を行った場合には、当社はお客さまが本規定に同意したものとして取扱います。

## 第 1 章（総則）

### 第 1 条（目的）

本規定は、当社が提供するらくらく会員向けらくらく国際送金サービス（第 2 条に定義されるサービスをいい、以下、「本サービス」といいます。）に関し、当社と本サービスの利用を希望される方との権利義務に関する取り決めおよび、本サービスの利用に関する条件を取り決めるものとします。

### 第 2 条（本サービス）

当社が提供する本サービスは、お客さまからの送金依頼に基づき、当社所定の方法により事前に登録している受取人（以下、「送金受取人」といいます。）に対して当社の提携先またはその取扱店でお客さまからの送金を受け取ることができるようにするサービスをいいます。

### 第 3 条（本サービスの利用）

1. 本サービスの利用にあたって、お客さまは、事前に第 4 条の規定に従って会員登録手続を行い、当社のらくらく会員（第 4 条第 3 項に定義します。）となるものとします。
2. 当社は本サービス提供にかかるシステムのメンテナンス等のため、本サービスの提供を一部または全部の停止、休止、中断することがあります。
3. 当社が本サービスを一時停止する場合は、事前に当社の WEB サイトおよびモバイルサイト上においてその旨を提示するものとします。ただし、システムの障害等で緊急を要すると当社が判断した場合は、事前の予告なく、当該システムの一部または全部を停止、休止、中断することがあります。

### 第 4 条（会員登録）

1. お客さまは、当社所定の方法により、らくらく会員の登録を申込みものとします。
2. 当社は、前項に定める申込みを受領後、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号、その後の改正を含みます。）に基づくお客さまの本人確認および、登録審査を行い、登録を認めた場合には、らくらく会員登録の完了について当社所定の

方法によりお客さまに通知するものとします。

3. 前項により当社のらくらく会員登録が完了したお客さまは、当社のらくらく会員となります。

#### 第5条（本サービス利用口座）

1. 当社は、お客さまが事前に当社に登録を行った送金受取人毎に、送金のための準備金（以下、「送金準備金」といいます。）口座である本サービス利用口座（以下、「送金準備金口座」といいます。）を割り当てるものとします。
2. お客さまによる送金準備金口座への入金、当社から貸与されたゆうちょ振替払込カードまたは入金カードを利用した入金、もしくは当社所定の金融機関への入金のみとなります。なお、送金準備金口座への入金は日本円にて行うものとし、送金準備金の送金準備金口座への入金完了については、お客さまご自身の責任にてご確認いただくものとします。
3. 前項で、お客さまがゆうちょ振替払込カードまたは入金カードによる入金を希望した場合には、当社はゆうちょ振替払込カードまたは入金カードをお客さまに貸与するものとします。
4. お客さまは、本条に基づき行ったお客さまによる送金準備金口座への入金は、あくまでも送金準備金としての預かり金であり、銀行等が行う預金若しくは貯金また又は定期積金等（銀行法（昭和56年法律第59号、その後の改正を含みます。）第2条4項に規定する定期積金等をいいます。）の受け入れとは異なるものであること、送金準備金口座へ入金した金員には、利息は発生しないことについて、十分に理解し、あらかじめ了承するものとします。
5. お客さまが本条第2項により送金準備金口座へ入金する際に発生する振込手数料については、お客さまの負担とします。
6. お客さまは、送金準備金口座への入金記録、本サービスの利用記録については、本条第2項の入金手続きの際にATM画面上またはATM利用の際に払い出される明細書により確認することができます。
7. 当社は、お客さまによる本サービスの利用に関する記録を相当期間保存します。万が一当社とお客さまとの間で、本サービスの利用内容について疑義が生じた場合は、当社の記録を正当なものとして取り扱うものとします。

#### 第6条（送金準備金の払戻し）

1. お客さまは、当社所定の手続きを行うことにより送金準備金口座から送金準備金を払い戻すことができます。ただし、送金受取人が当該送金額を受け取った後は払い戻されません。
2. 前項の払戻し方法は、お客さまが事前に登録を行ったお客さま名義の預金口座（以下、「払戻口座」といいます。）への振込によるものとします。
3. お客さまは、当該払戻しにあたり、当社所定の手数料を原則負担するものとします。な

お、手数料は、以下のURLから確認できます。

(URL:<https://www.remit.co.jp/cp/r/rakuraku/ja.html>)

## 第7条（本人確認）

### 1. ゆうちょ振替払込カードまたは入金カードによる本人確認

当社は、お客さまによる当社への送金準備金の口座への入金について、第5条第2項に従いお客さまがゆうちょ振替払込カードまたは入金カードを利用することで本人確認を行うものとします。

かかる本人確認によりお客さまを正当な利用者とみなして取扱いを行った場合は、当該ゆうちょ振替払込カードまたは入金カード等の偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があっても、当社は当該取扱いに係る取引を有効なものとし、また、これにより生じた損害については、当社および以下のURLに定める送金事業の提携先（以下「当社コルレス先」といいます。）は一切責任を負わないものとします。

(URL:<https://www.remit.co.jp/cp/r/rakuraku/ja.html>)

### 2. お客さまは、ゆうちょ振替払込カードまたは入金カードをお客さま自身の責任において厳重に管理するものとし、ゆうちょ振替払込カードまたは入金カードを盗難・紛失した場合、速やかに当社所定の手続きを行ってください。盗難・紛失を理由として、お客さまに損害が発生した場合、これにより生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

### 3. 当社指定の金融機関への入金による本人確認

当社は、お客さまによる当社への送金準備金口座への入金について、当社指定の金融機関へのお客さま名義による入金をもって本人確認を行うものとします。かかる本人確認によりお客さまを正当な利用者とみなして取扱いを行った場合は、当該送金準備金口座の盗用、または不正使用その他の事故があっても、当社は当該取扱いに係る取引を有効なものとし、また、これにより生じた損害については、当社および当社コルレス先は一切責任を負わないものとします。

### 4. 前項に掲げる方法で入金されるお客さまは、当社が通知した口座番号を厳に秘密に保持し、第三者に開示・漏洩または使用させてはならないものとします。お客さまが口座番号を失念した場合または第三者に知られた可能性がある場合には、速やかに当社まで通知し、当社の指示に従うものとします。

### 5. 本人の再確認等

本登録会員手続後、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号、その後の改正を含みます。）等の関連法規所定の本人確認が必要な場合、その他当社が必要と認めた場合は、再度、当社が指定する必要書類の提出を求めることがあります。これらの必要書類の提出がない場合（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。）、当社は、当社の判断に基づき、当該お客さまの取引の全部もしくは一部を停止し、または会員登録を抹消すること

があります。これにより生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第8条（届出事項の変更）

1. お客さまは、氏名、住所その他の届出事項（第4条第1項の規定により当社に通知された会員情報をいいます。）を変更する場合または変更があった場合には、ただちに当社所定の方法により、届出事項の変更手続を行ってください。
2. 当社に届け出られた電子メールアドレス、電話番号または住所がお客さま以外の者の電子メールアドレス、電話番号または住所になっていたとしても、これにより生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 届出事項に変更があったときまたは変更があるときは、本条第1項に規定する変更手続より前に、当該変更起因してお客さまに生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。また、届出事項の不備または本条第1項に規定する届出事項の変更手続を怠ったことに起因してお客さまに生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第9条（告知、通知の方法）

1. お客さまは、当社が本規定にもとづきお客さま告知または通知をする場合に、当該告知または通知が、当社ウェブサイト等上への掲示、ショートメッセージサービス（SMS）、または電子メールその他の方法により行われることに同意するものとします。
2. お客さまより届出のあった電子メールアドレス、電話番号または住所あてに当社が通知を発信した場合において、通信事情、届出事項の不備・未変更、その他当社の責によらない事由により延着しまたは到達しなかった場合でも、お客さまは通常到達すべきときに到達したものとみなすことに同意するものとします。

#### 第10条（譲渡、質入れ等の禁止）

お客さまは、当社の承諾なしに、当社との取引上の地位その他当社との取引にかかる一切の権利について、譲渡、貸与、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

#### 第11条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、自己および自己の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらの者を「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的

をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること  
(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 会員が前二項の確約に反したことにより当社が損害を被った場合、会員はその損害を賠償する義務を負うものとします。

#### 第 4112 条（会員登録抹消、取引の制限について）

1. お客さまは、当社所定の方法でお申込みになることにより、らくらく会員登録を抹消することができます。

2. 前項のらくらく会員登録の抹消手続時において、送金準備金が送金準備金口座に入金されていた場合には、当社所定の方法により、当該送金準備金を返金することをもって、は、~~第 6 条の定め~~に準じて、~~払戻口座へ振込をすることで、~~当社はお客さまに対するすべての責任を免れることができるものとします。なお、払戻口座に振込む方法により当該送金準備金を返金する場合、払戻口座への振込ができない場合ときであっても、これにより生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

3. 次の各号のいずれか 1 つにでも該当した場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、ただちに本サービスの全部若しくは一部を停止し、またはらくらく会員登録を抹消できるものとします。本項によるらくらく会員登録の抹消時に送金準備金口座に入金されていた送金準備金の取扱いについては、前項の規定に従うものとします。なお、この場合、当社はお客さまに対して、本サービスの全部若しくは一部の停止または会員登録の抹消の理由をお答えできない場合があります。

(1) 支払停止または破産手続、民事再生手続、会社更生手続または特別清算手続開始の申立てがあったとき

(2) 仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき

(3) 相続の開始があったとき

(4) お客さまの所在が不明になったとき

(5) お客さまが 2 年を超えて本サービスを利用しなかったとき

(6) 本サービスが法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認

められるとき

- (7) お客さまが実在しないことが明らかになったとき、またはお客さまの意思によらずらくらく会員登録されたことが明らかになったとき
- (8) お客さまの届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、またはお客さまの提出資料が真正でないことが判明したとき
- (9) 第7条第5項に規定する本人の再確認等のため、再度必要書類の提出を求めたものの、提出がない場合（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。）
- (10) その他、当社との各取引に係る規定の解約事由のいずれかに該当したとき
- (11) お客さまが本規定および各取引規定に違反したとき

(12) お客さまが、前条第1項若しくは第2項の確約に反し、または反していると次のいずれかに該当したことが判明したときまたは該当していると合理的に疑われるとき

- 1. ~~暴力団~~
- 2. ~~暴力団員~~
- 3. ~~暴力団準構成員~~
- 4. ~~暴力団関係企業~~
- 5. ~~企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者~~
- 6. ~~社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者~~
- 7. ~~前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人~~
- 8. ~~その他前各号に準ずる者~~

~~(13) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をしたときまたは行為をしたことが合理的に疑われるとき~~

- 1. ~~暴力的な要求行為~~
- 2. ~~法的な責任を超えた不当な要求行為~~
- 3. ~~取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為~~
- 4. ~~風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為~~
- 5. ~~その他前各号に準ずる行為~~

~~(14) 第2728条第1項の規定に基づき、取引のモニタリングのために聞き取り調査への協力または同条第2項に基づき、聴取結果を裏付ける書類の提出を求めたにもかかわらず、聞き取り調査に対する回答を拒否し、または裏付書類の提出がない場合（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号等への~~

連絡がとれない場合等を含みます。)

(1514)前各号に掲げるほか、当社が本サービスの停止を必要とする相当の事由が生じたとき

4. 前項による本サービスの停止またはらくらく会員登録の抹消によりお客さまに損害が生じても、当社は一切責任を負わないものとします。
5. 本条第 3 項により本サービスが停止されたためらくらく会員登録の抹消を求める場合には、当社所定の方法により申し出てください。この場合、別途定める本人確認のための証明書類その他必要な書類等の提出を求めることがあります。

#### 第 1213 条 (成年後見人の届出)

1. 家庭裁判所の審判により、お客さまに補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。
2. 家庭裁判所の審判により、お客さまに任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。
3. お客さまにすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、本条第 1 項および第 2 項と同様に届け出てください。
4. お客さまに本条第 1 項から第 3 項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届け出てください。
5. 本条第 1 項から第 4 項の届出前に生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第 1314 条 (システム障害、災害などに関する免責事項)

1. お客さまおよび第三者に、次の各号の事由により生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。
  - (1) 天災・火災・騒乱等の不可抗力、お客さままたは通信事業者等の第三者の通信機器・回線・コンピュータの障害もしくは電話の不通等、または裁判所等公的機関の措置等、当社の責によらない事由により本サービスの提供に遅延、不能等が生じたとき。
  - (2) 当社のシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータ等に障害が生じたことにより、本サービスの提供に遅延、不能等が生じたとき。
  - (3) その他受取人名相違等のお客さままたは第三者の責に帰すべき事由により、本サービスの提供に遅延、不能等が生じたとき。
2. 当社が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、お客さまの取引情報が漏洩した場合、これにより生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第 1415 条 (責任)

本サービスの提供において、日本の法律に別段の定めがある場合を除いて、当社および当社コルレス先は、本サービスの遅延、不着、不払いまたは過少支払い等についていかなる場合であっても、お客さまが支払った送金額および送金手数料または送金受取金員を超える損害については責任を負わないものとします。また、現地国の法律に起因する等当社の管理の及ばない理由による遅延、不着、不払いまたは過少支払い等については当社および当社コルレス先は一切責任を負わないものとします。いかなる場合においても当社および当社コルレス先は、付随的、間接的または派生的損害賠償の責任を負わないものとします。

#### 第 ~~15~~16 条（規定の準用）

当社との取引に関し、本規定に定めのない事項については、各取引に係る規定など当社の別途定めるところによるものとします。

#### 第 ~~16~~17 条（規定の変更）

当社は、本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社ウェブサイト上に掲載することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

#### 第 ~~17~~18 条（準拠法および合意管轄）

1. 当社との取引についての準拠法は日本法とします。
2. 当社との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。
3. 本規定は日本語で書かれたものです。本規約の翻訳版と日本語版の解釈に相違がある場合は、日本語版の解釈が優先されるものとします。

#### 第 ~~18~~19 条（個人情報の取扱い）

1. お客さまは、当社がお客さまの個人情報を当社の「個人情報保護方針」および「個人情報のお取扱いについて」に従い取り扱うことに同意するものとします。
2. 当社の「個人情報保護方針」および「個人情報のお取扱いについて」は、当社ウェブサイト等上に掲示します。

## 第 2 章（国際送金サービス）

#### 第 ~~19~~20 条（国際送金の申込）

1. お客さまが、送金準備金口座に入金した場合、当社は、お客さまから、お客さまが事前に登録した送金受取人に対しての送金申込みがあったものとみなします。
2. 前項の入金が当社所定の時間内に実施され、かつ、当社のコンピュータ処理が終了した時点で、お客さまによる国際送金サービスの送金申込が完了します。
3. 当社は、前項の送金申込の完了後、当社所定の基準に基づき当該申込内容の確認を行い

ます。当該申込内容の確認の結果当社が問題ないと判断した場合には、当社はお客さまの申込を承諾します。当該承諾の時点で、当社とお客さま間における国際送金委託に関する契約（以下、「送金契約」といいます。）が成立するものとします。なお、当社は、かかる確認の結果をお客さまに当社所定の方法により通知するものとします。

4. 国際送金サービスの送金申込が前項の確認の結果問題があると判断した場合、当社は当該申込を承諾せず、申込は、取り消されたものとみなします。なお、当社は、かかる確認の結果をお客さまに当社所定の方法により通知するものとします。この場合、お客さまがすでに送金準備金口座に送金準備金を入金していた場合には、当社は、払戻口座への振込により当該送金準備金を返還します。なお、お客さまは第 6 条第 3 項規定の手数料を負担するものとします。
5. 当社は、本条の規定により送金申込が取り消されたものとみなされたことによる損害のほか、お客さまによる入力内容の間違いや申込内容の不備により生じた損害については、一切責任を負わないものとします。

#### 第 2021 条（送金の実施）

1. 当社は、送金契約が成立した場合速やかに、当社または当社コルレス先およびその取扱店を通じて送金手続を実施するものとします。
2. 当社は、お客さまより申込のあった送金指示を当社コルレス先に伝達した場合には、送金指示の完了通知をお客さまに交付するものとします。
3. お客さまは、当社による送金手続の実施にあたり、(i)本サービスを提供する目的により、(ii)法律上許容される範囲の共同マーケティングを行う目的により、(iii)マネー・ローンダリングまたはテロ資金対策および行政上の事由により、お客さまの情報を当社より当社コルレス先に開示することがあることにつき同意するものとします。また、お客さまは、上記に掲げる目的に限り、当社のコルレス先が当該情報を当社コルレス先の取扱店、親会社または関連会社（日本国内に設立されていないものを含む）と共有することに同意します。当社および当社コルレス先は、法律上必要な場合を除き、お客さまの情報を第三者と共有しないものとします。
4. 前項の取扱によって生じた損失または損害については、当社または当社コルレス先の重過失による場合を除き、当社および当社コルレス先は一切責任を負わないものとします。
5. お客さまが送金できる送金一回あたりの額ならびに一か月あたりの合計金額の限度額および一か月あたりの取引回数の上限は、別途当社が定めるところによります。詳細については以下の URL をご確認ください。

(URL: <https://www.remit.co.jp/cp/r/rakuraku/ja.html>)

6. 当社は、第 1920 条第 3 項に基づき送金契約が成立したときから、当社コルレス先別に、原則として以下の URL にて記載する標準履行期間で国際送金を完了します。ただし、お客さまが当社の別途提供する以下の URL に記載のあるオプションサービスを利用した場合、または第 1920 条における確認で、当社との間で直接確認すべき事項が発生した場合はこの限りではありません。

- ・標準履行期間：(URL: <https://www.remit.co.jp/cp/r/rakuraku/ja.html>)
- ・オプションサービス：(URL: [https://www.remit.co.jp/Popup\\_OptionalServices.jsf](https://www.remit.co.jp/Popup_OptionalServices.jsf))

7. 送金受取人は、原則として前項の国際送金が完了した時点で、当社コルレス先または当社コルレス先の取扱店において当該送金に係る金員の受け取りが可能です。ただし、次に掲げる場合には、お客さまによる送金申込の完了から送金受取人が実際に金員を使用できるようになるまでに、最大で数営業日かかる場合がございますので、お客さまにおかれましては、あらかじめその旨ご了承ください。

- (1) 当社コルレス先または当社コルレス先の取扱店が営業時間外である場合
- (2) 送金受取人が受け取りに利用する送金先の国の金融機関において、システム処理に一定の日時を必要とする場合
- (3) 前各号に定める場合のほか、送金先の国に特有の事情により受け取りに一定の手続が必要とされる場合
- (4) 当社コルレス先の判断により、送金が留保された場合

当社コルレス先およびその取扱店の営業時間については、当社コルレス先またはその取扱店にお問い合わせください。

8. お客さまによる送金申込の状況については当社お問合せ窓口にて確認することができます。

#### 第 ~~21~~22 条 (リファレンス番号)

1. 当社は、第 ~~20~~21 条第 2 項に規定される送金指示の完了通知上に記載する方法により、お客さまに対し、当社または当社コルレス先の発行するリファレンス番号、または管理番号（以下、「リファレンス番号」といいます。）を通知するものとします。
2. 当社が発行するリファレンス番号は、以下のいずれかの場合に必要となります。
  - (1) 送金受取人が、お客さまが送金した金員を受け取るため（現地国の法律上受け取りに必要な場合）
  - (2) お客さまが、第 ~~23~~24 条に基づいて送金契約の解除を行うため
  - (3) お客さまが第 ~~26~~27 条に基づいて送金申込の取消または送金契約の解除を行うため
  - (4) お客さまが第 ~~20~~21 条に基づいて送金状況の確認を行うため
3. お客さまは、リファレンス番号を厳に秘密に管理するとともに、送金受取人にも同様に管理させるものとします。当該リファレンス番号を第三者に知られた可能性がある場合は、ただちに当社所定の方法により、当社に連絡してください。お客さまおよび送金受取人が当該リファレンス番号を第三者に知られたことにより、この連絡前に当該お客さままたは送金受取人に生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。
4. リファレンス番号の送金受取人への通知は、お客さまが自己の責任において行うものとし、当社は当該リファレンス番号の送金受取人への通知に関する一切の義務を負わず、送金受取人が当該リファレンス番号の通知を受けないことによりお客さままたは送金受取人に生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第 ~~22~~23 条 (送金の受取)

お客さまが本規定に基づき送金を行った金員の受け取りについては、当該送金先各国において当社コルレス先およびその取扱店が定める規定に従うものとします。

#### 第 ~~23~~24 条 (送金契約の解除)

1. 第 ~~19~~20 条第 3 項で成立した送金契約について、送金受取人が当該送金契約の対象となった金員を受け取る前に、~~お客さまが~~次の各号の一に該当すると当社が認めた場合、当社はただちに送金契約を解除できるものとします。なお、当社はお客さまに対して、当該解除の理由をお答えできない場合があります。この場合、お客さまの送金申込に係る金員および第 ~~25~~26 条第 2 項第 1 号に定める送金手数料相当額については、払戻口座への送金により返還されるものとします (ただし、入金手数料相当額の返還は行いません。)、お客さまは第 6 条第 3 項に規定する手数料を負担するものとします。なお、~~お客さまが第 1 号、第 3 号または第 4 号に該当したことにより、当社が送金契約を解除した場合には、当社は、送金申込みにかかる金員および送金手数料相当額の返還を行わないものとし、お客さまは予めこれを承諾するものとします。~~お客さまは第 6 条第 3 項規定の手数料を負担するものとします。

- (1) お客さまの送金が日本の外国為替関連法規に違反するときまたは日本政府により外国為替取引が停止されるとき。
- (2) 戦争・内乱・天災地変・労働争議・暴動・テロ・ストライキなどが発生し、またはその恐れがあるとき。
- (3) 当社コルレス先に資産凍結、支払停止、破産手続開始事由、民事再生手続開始事由、会社更生手続開始事由、特別清算開始事由その他の倒産手続開始事由等が発生し、またはその恐れがあるとき。
- (4) お客さまの送金が犯罪にかかわるものであることが判明した場合など相当の事由があるとき。
- (5) その他、当社コルレス先の判断によって送金が拒否されたとき。

2. 前項にかかわらず、第 ~~20~~21 条第 2 項に定める送金指示の完了通知後 90 日が経過しても (同日を含む。) 送金受取人が当該金員を受領しなかった場合、当該送金契約の対象となった金員については、当社コルレス先において保管されるものとし、送金受取人は、当該金員を受領できなくなります。お客さまが当該金員の返却を受けるためには、第 ~~26~~27 条に定める送金契約解除の手続を行う必要があります。ただし、オプションサービスを利用した場合を除きます。

3. 前二項に規定する送金契約の解除により、お客さまに生じた損失・損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第 ~~24~~25 条 (為替)

1. 第 ~~19~~20 条に定める当社への送金申込は、日本円にて行うものとします。

2. 本サービスにおける、送金金額の現地通貨への換算レートは、送金契約成立時点における当社 Web サイト上(URL: <https://www.remit.co.jp/cp/r/rakuraku/ja.html>)にて表示される為替レートが適用され、当該レートにて換算されるものとします。なお、第 1920 条第 3 項に規定するとおり、送金契約成立時点とは、当社がお客さまの申込内容を確認した結果、当社が問題ないと判断したうえで当該申込を承諾した時点をいい、必ずしもお客さまによる送金申込が完了した時点（同条第 2 項に規定する時点）ではないことにご留意ください。
3. 当社は適用された為替レートを第 2021 条第 2 項に規定される送金指示の完了通知上に記載する方法により、お客さまに通知するものとします。
4. 前三項の規定は、お客さまがオプションサービスを利用した場合はこの限りではありません。

#### 第 2526 条（手数料等）

1. お客さまは、国際送金サービスの利用に際し、当社所定の手数料を支払うものとします。
2. お客さまが、当社に支払う手数料は送金手数料、入金手数料および組戻手数料とし、その額はお客さまに交付する手数料一覧表のとおりです。
3. 前項の組戻手数料は、お客さまの入力の間違いや申込内容の不備により送金が行われなかった場合に発生します。当社は、当該送金に係る組戻手数料相当額を差し引いた上で、お客さまの口座に当該送金に係る金員を日本円にて返還します。なお、この場合前項の送金手数料相当額は、以下の URL に記載のとおり取り扱います。

(URL : <https://www.remit.co.jp/cp/r/rakuraku/ja.htm>)

また、前項の入金手数料相当額は返却されません。

4. 当社は、送金手数料、入金手数料および組戻手数料について、その額を変更する際には、変更日および変更内容を、当社の WEB サイト上に掲載します。

(URL: <https://www.remit.co.jp/cp/r/rakuraku/ja.html>)

#### 第 2627 条（国際送金の取消し等）

1. お客さまは、オプションサービスを利用した場合を除き、送金受取人が当該送金を受け取るまでの間はいつでも当社お問合せ窓口にご連絡いただくことで、送金申込の取消しおよび送金契約の解除を行うことができるものとします。ただし、以下の URL に記載のある場合は送金契約の解除に時間がかかる場合があります。

(URL: <https://www.remit.co.jp/cp/r/rakuraku/ja.html>)

2. 前項により、お客さまが送金申込を取消し、または送金契約を解除した場合、当社は、当該送金に係る金員をお客さまの払戻口座への送金により日本円にて返還します。この場合、当社は、送金手数料相当額の返還を行わないものとし、お客さまは予めこれを承諾するものとします。また、お客さまは第 6 条第 3 項規定の手数料を負担するものとします。
3. 前項の場合で、コルレス先が以下の URL に記載のコルレス先を通じた送金依頼であった場合で、送金申込の取消しおよび送金契約の解除を行う場合は前項に加え以下の URL

に記載の送金取消し手数料を負担するものとします。

(URL: <https://www.remit.co.jp/cp/r/rakuraku/ja.html>)

#### 第 2728 条 (モニタリングの実施)

1. 当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号、その後の改正を含みます。）等の関連法規を遵守するために、当社所定の基準に基づき、お客さまによる国際送金サービスのご利用状況等につきモニタリングを実施し、当社が必要と認めた場合は、お客さまに対し、送金目的、送金受取人との関係、お客さまの収入等について、電話等当社所定の方法による聞き取り調査を行うことができるものとします。
2. 当社は、前項の聞き取り調査の結果、必要と判断した場合には、お客さまに対して前項の聴取内容を裏付けるために当社が適当と認める書類の提出を求めることができるものとします。
3. 当社は、前二項の調査の結果、当社の判断により、当該お客さまに対し、第 2223 条第 5 項に定める送金可能金額を変更し、または国際送金サービスの利用停止もしくは登録抹消を行うことができるものとします。

### 第 3 章 (国際送金受取サービス)

#### 第 2829 条 (国際送金の受取の依頼)

1. お客さまは、日本国外におけるコルレス先を通じた送金を、本サービスを利用して受取る（以下、「送金受取」といいます。）ことができます。
2. 送金受取は、お客さまが、第 3637 条に定める問い合わせ窓口に連絡し、当社所定の方法にてお客さま情報の確認および入金口座の確認を行い、入金口座名義がお客さまと一致した場合に行うものとします。なお、送金受取を行う際には、送金目的の通知および当社所定の方法による本人確認を必要とします。
3. 前項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当する場合には、当社はお客さまからの送金受取の依頼申込を受け付けない場合があります。
  - (1) お客さまが、当社所定の方法による各種確認事項について必要な情報をご提供いただけない場合
  - (2) 第 2 項で定める送金目的が違法なものである場合
  - (3) 日本の外国為替および課税関連法規に定められた官公庁発行の公的書類、または、許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書類が当社の定める期限までに提出されなかった場合、
4. お客さまは、当社による送金受取の実施にあたり、マネー・ローンダリングまたはテロ資金対策および行政上の事由により、お客さまの情報を当社よりコルレス先に開示するこ

とがあることにつき同意するものとします。また、お客さまは、コルレス先が当該情報をコルレス先の代理店、親会社または関連会社と共有することに同意します。

5. 前項の取扱によって生じた損失または損害については、当社の重過失による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

#### 第 ~~29~~30 条（為替）

1. 送金受取は、日本円にて支払われるものとします。
2. 送金受取の対象となる金員の現地通貨から日本円への換算レートは、送金依頼人が送金申込を行った時点でコルレス先またはその代理店が設定した為替レートが適用され、当該レートにて換算されるものとします。

#### 第 ~~30~~31 条（解除）

当社は、お客さまに送金受取にかかる支払を行った後においても、第 ~~28~~29 条所定の手続きにおいて、お客さま確認事項に虚偽があった場合には、当該取引を解除できるものとします。その場合お客さまは、請求のあり次第当該金員を当社に返却するものとします。

### 第 4 章（資金決済法に基づく事項）

#### 第 ~~31~~32 条（銀行等が行う為替取引との誤認防止に関する事項）

お客さまは、以下の各号を十分に理解し、承諾したうえ、本サービスを利用するものとします。

- (1) 本サービスは、銀行等が行う為替取引ではないこと。
- (2) 本サービスは、当社が預金若しくは貯金または定期積金等（銀行法第 2 条第 4 項に規定する定期積金等をいう。）を受け入れるものではないこと。
- (3) 本サービスは、預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号、その後の改正を含みます。）第 53 条または農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号、その後の改正を含みます。）第 55 条に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。
- (4) 当社が国際送金サービスの送金依頼人および国際送金受取サービスの送金受取依頼人の還付請求権（第 ~~32~~33 条第 1 項に定義します。）を担保するために、以下の措置を講じていること。
  - (a) SBI 損害保険株式会社との履行保証金保全契約の締結
  - (b) 東京法務局への履行保証金の供託

#### 第 ~~32~~33 条（履行保証金制度）

1. 当社は、資金決済に関する法律（平成 21 年 6 月 24 日法律第 58 号、その後の改正を含みます。）（以下、「資金決済法」といいます。）第 43 条の規定に従い、送金依頼人に対する送金準備金返還債務および送金受取依頼人に対する送金受取金員の支払債務を担保す

るため、口座に入金された送金準備金の額および送金受取金員の額の合計額に、還付手続に関する費用として資金移動業に関する内閣府令第11条第5項に規定する掛け目を掛けて算出した金額を加えた額と同額以上の履行保証金を、前条第4号の方法により保全東京法務局に供託いたします。当社が債務を弁済できない場合、送金依頼人は、履行保証金について、当社に対する他の債務者に先立って、弁済を受ける権利（以下、「還付請求権」といいます。）を有します。

2. 還付請求権は、国際送金サービスにおいては送金受取人が現実に送金を受け取るまでは、送金依頼人に帰属するものとします。当該送金受取人が現実に送金を受け取った後は、送金依頼人は、還付請求権を行使することはできません。また、国際送金受取サービスにおいては、還付請求権は送金受取依頼人に帰属するものとします。
3. 資金決済法第59条第2項に規定する事由が生じた場合、送金依頼人および送金受取依頼人は、同条に規定される還付手続により履行保証金の還付を受けることができます。
4. 前項の事由が生じた場合、国際送金サービスにおける送金受取人は、送金を受け取ることはできません。万一、国際送金サービスにおける送金受取人が送金を受け取った後に前項の事由が生じ還付手続が実行された場合、当該送金依頼人は還付を受けた履行保証金に相当する金員を当社に返還しなければなりません。

#### 第3334条（お問合せ窓口並びに苦情処理措置および紛争解決措置）

1. 本サービスについてのお問合せ、ご意見等については以下で受付けております。

郵便：〒106-6018 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー18階

SBIレミット株式会社

電話：03-5652-6759

電子メール：support@remit.co.jp

受付時間：（平日）9：00 - 18：00（土日祝）12：00 - 18：00（年末年始・当社指定休日を除く）

2. 当社は、資金決済法に基づき、以下の苦情処理措置および紛争解決措置を実施しております。当社の行う資金移動業に関する苦情および紛争につきましては、下記の外部機関をご利用いただくことができます。

##### （1）苦情処理措置

社団法人日本資金決済業協会 「お客様相談室」 電話:03-3219-0628

なお、同協会における相談・苦情対応の流れは以下のURLから確認できます。

（URL: <http://www.s-kessai.jp/pdf/activity/contact/soudanshitu.pdf>）

##### （2）紛争解決措置

東京弁護士会紛争解決センター 電話:03-3581-0031

第一東京弁護士会仲裁センター 電話:03-3595-8588

第二東京弁護士会仲裁センター 電話:03-3581-2249

2010年12月13日制定

2013年 4月 30日改定

2014年 4月 1日改定

2014年6月13日改定